

*人口	133,275人
男	64,772人
女	68,503人
*世帯数	40,146世帯
	(12月31日現在)



撮影・西本潔(八頭郡若桜町) 大柄の窪田茂一氏宅で

## とっとり 花よみ

\*\* (2) \*\*

椿は十二月初めから四月終わりにかけて、あちこちで見ることができ、鳥取固有の品種は現在、十数種類が確認されています。写真の椿は紅唐子(日光)という品種で、大柄の窪田茂一さん宅のもの。三、四月が見ごろ。

### 椿 つばき

## 椿

井上 嘉明  
(生山)

秋風の吹く頃から  
石のように固く

意志のように硬いつばみを  
支度して待つていた

張りつめた寒気のなか  
樹の輪郭から

凜然と生気が満ちひろがる

椿の花は安直には開かない

長い季節をかけて

つばみに内蔵された思念が

おとなしいほどに 静かに

花びらを押し開かせるのだ

満開のときを

出来るだけ長く持続させるためには

開ききるまでに

時間をかけねばならぬ

椿の花は重い音をたて、落ちる

案外 はずんだ調子にもきこえる

暗い木かけて、

また 時間をかけて

朽ち果てる

# 石破さんの秀でた手腕を偲ぶ

## 鳥取鉄道高架事業を顧みて

昨年は我々の誇るべき先輩を多く失った。その一人、故石破二郎先生が鳥取に残された業績は偉大であったと思う。

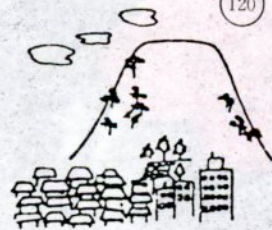
鳥取駅の高架、駅前都市改造、鳥取港の重要港湾への昇格、鳥取空港の開港、鳥取大の全面移転、こどもの国・博物館・中央病院の建設など施設のなものでなくても枚挙にいとまがない。

しかし、その最たるものは駅の高架であろう。鳥取にとってこれほど画期的な仕事はない。かつて鳥取を水害から救った千代川改修に比肩するものである。鉄

道が高架になれば市街地の南北一体化が図られる。ぜひそうしたい。こうした願望をもった人は多かった。しかし、これ

### 市政雑感

120



金田裕夫

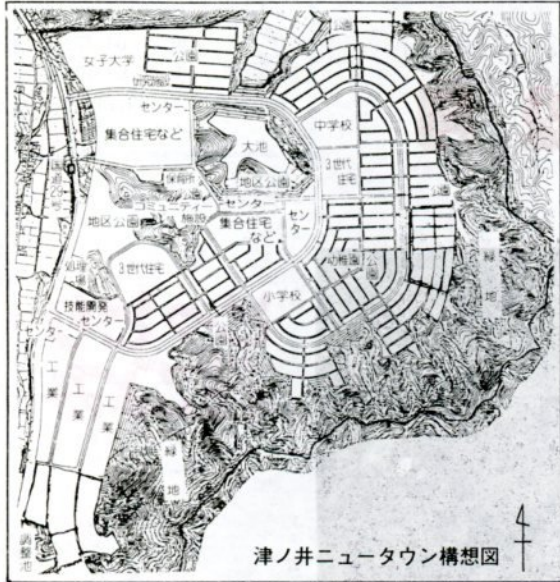
を高架事業とし、国に要請し完成させた。これは先生が知事をされていたからこそ成し得たことだと思ふ。

先生はそのためあらゆる手を打った。まず国の補助制度を確立させることであり、次に鳥取駅をその対象とすることである。ご承知のとおり国鉄は経営難であり、これが事業化されるには国鉄の負担を最小限にしなければならぬ。そこで先生は建設者出身でもあり、建設省と国鉄の負担についてあつせんの労をとった。

すなわち事業の性格を、高架によって街路との交差を立体化し交通の円滑化を図るもの、とした。正式事業名も立体交差を連続させる「連続立体交差事業」とし、事業費もほとんど街路事業、すなわち建設省の負担とした。こうして制度的

な確立により鳥取だけでなく全国の高架事業も進んだのである。また鳥取を事業の対象とするにも筆舌に尽くせない苦労があつたこと、論をまたない。そのため鳥取では、貨物基地と機関車操作場を湖山に移して広大な不用地を生み出し、高架の財源を賄い国鉄の負担をなくした。また広い駅前広場を確保し、併せて駅前都市改造を可能とした。こうした他に見られない知恵と英断でなされた。これも石破先生ならばこそである。

先般、鉄道高架の意義を後世に残すため、高架記念公園の一角に「鳥取鉄道高架記念之碑」を建立したが、先生の手による揮毫が残せず残念である。また最近、有志の方々が先生の回想録の刊行を計画されているが、意義深く喜びたい。(市長)



津ノ井ニュータウン構想図

# 新都市対策室を新設

## ニュータウン整備を促進

来年度に事業開始する津ノ井ニュータウンの整備を促進するため、一月六日付で二部機構改革を行い、企画部に新都市対策室を新設しました。同室は企画室から調整班を独立させたもので、事業主体となる地域振興整備公団や国、県、電

このニュータウン計画では、周辺の自然環境と調和させ、住宅、学校、ショッピング施設、レクリエーション施設、工場などの諸機能を適切に配置した総合的な街づくりを目指しています。住宅では、独立分譲住宅二千戸、集合住宅など五百戸、三世代住宅三百戸の計二千八百戸を計画しています。学校は、ニュータウンのシンボルともなる女子大学をはじめ、保育所、幼稚園、小・中学校を新設し

津ノ井ニュータウン計画は、人口一万人の街づくりを目指すもので、二十万都市構想の環として計画、地方都市整備を目的とした地域振興整備公団に要請して開発整備構想をまとめました。開発予定区域面積は約三百三〇万、このうち、今年度から宅地分譲を開始する予定になっています。

# 鳥取市の財政

あらまし

昭和56年12月31日現在

## 56年度一般会計予算執行状況

歳入	予算現額	収入済み額	収入率
税金	86億7000万円	65億6103万円	76%
庫支出	52億8906万円	29億7575万円	56%
地方交付	31億9487万円	29億5708万円	93%
諸市県	28億6373万円	1億8232万円	6%
分岐	24億2030万円	0	0
支出	21億6241万円	6億8024万円	31%
担金及	7億8431万円	3億1164万円	40%
使用料	4億2881万円	3億3486万円	78%
分岐	3億4202万円	1億6416万円	48%
支出	2億2846万円	2億5990万円	114%
産越	1億9160万円	1億2857万円	67%
地方譲与	1億7358万円	49万円	0.2%
繰入金	1億6400万円	1億1059万円	67%
自動車	5135万円	1105万円	22%
取得	2200万円	2241万円	102%
税交付	1500万円	2032万円	135%
金			
計	270億150万円	147億2041億円	55%
歳出	予算現額	執行済み額	執行率
土木	52億5524万円	18億5055万円	35%
生	50億5348万円	35億9456万円	71%
育	41億5226万円	28億3199万円	68%
債	26億2510万円	12億4354万円	47%
林	25億2966万円	11億1274万円	44%
水	25億1910万円	19億5099万円	77%
産	23億453万円	17億8868万円	78%
業	13億5041万円	10億794万円	75%
費	5億7228万円	4億6488万円	81%
費	2億6703万円	2億900万円	78%
費	2億649万円	1億8007万円	87%
費	1億6392万円	9359万円	57%
費	200万円	0	0
計	270億150万円	163億2853万円	60%

## 56年度特別会計予算執行状況

会計名	予算現額	収入済み額	執行済み額
水道事業	42億6144万円	16億8863万円	21億3762万円
健康保険	38億8686万円	23億2471万円	21億8949万円
住宅資金貸付	10億2646万円	1億7086万円	4億745万円
土地画整理	5億4635万円	4億5118万円	2億6039万円
老人・障害者住宅整備	1億5456万円	2975万円	7982万円
公設地方卸売市場	1億4008万円	7914万円	5450万円
住宅用地造成	3714万円	107万円	1886万円
駐車場事業	2460万円	1795万円	1426万円
墓苑事業	2455万円	2299万円	634万円
水洗便所改造	2420万円	8万円	2415万円
簡易水道事業	1139万円	781万円	194万円
簡易畜産	1030万円	1002万円	690万円
土地取得	248万円	62万円	0万円
計	101億5041万円	48億481万円	52億172万円

## 負債の状況

	借入先	一般会計		特別会計	計
短期債	大蔵省	0	0	0	0
	郵政省	0	0	0	0
	その他	23億円	0	23億円	
	計	23億円	0	23億円	
長期債	大蔵省	82億1695万円	63億2443万円	145億4138万円	
	郵政省	66億3989万円	18億6375万円	85億364万円	
	その他	57億6812万円	37億9913万円	95億6725万円	
	計	206億2496万円	119億8731万円	326億1227万円	

## 各事業とも順調に進む

### 去年と同じ市税収入率

この財政事情は、鳥取市財政概況報告書作成及び公表に関する条例により、去年の七月一日から十二月三十一日までの半年間の税金や国、県からの補助金、市債などの使い道を明らかにするとともに、財産や負債の状況など、市の台所をありのままにお知らせするものです。

一般会計歳出の執行率は民生、教育予算で七〇割、商工予算では中小企業に対する制度融資を中心に

業とも順調に進んでおり、各事業とも順調に進んでおります。一般会計歳入については、市税の収入率は去年の同期と同じ七六割となっていますが、全体では五九割の収入率で、去年同期（五九割）より四割下がっています。これは、公定歩合の引き下げ実施により、市債の利率引き下げが見込まれることから、市債の発行を差し控えたことなどによるものです。

### 市勢の概要

人口	男	64,772人
	女	68,503人
	計	133,275人
世帯数		40,146世帯
面積		237.28平方キロ

〔注〕人口と世帯数は55年10月1日の国勢調査結果を基に、その後の異動状況を積み上げたものです。

## 財産の状況

公共施設、宅地	357万5499平方メートル
建物	30万3145平方メートル
山林、原野など	64万3869平方メートル
地上権など権利	12万4684平方メートル
現金、預金	8216万円
基金	25億5610万円
出資による権利	1億224万円
有価証券	2468万円

## 税の負担状況

税目	予算現額	1人あたり	1世帯あたり
市民税	46億286万円	3万4536円	11万4653円
固定資産税	27億4270万円	2万579円	6万8318円
市たばこ消費税	5億6313万円	4225円	1万4027円
電気税	4億7601万円	3572円	1万1857円
都市計画税	1億5780万円	1184円	3931円
軽自動車税	7622万円	572円	1899円
ガス税	1649万円	124円	411円
特別土地保有税	824万円	62円	205円
その他	2655万円	199円	661円
計	86億7000万円	6万5053円	21万5962円



# 同和問題 シリーズ

▷ 56

同和地区では、部落差別によって保障されなかった、いろいろな問題を克服するために全住民こそでの学習活動を展開しています。学習内容は、なんとといっても部落差別に打ち勝っていく人間育成のための解放学習が中心です。その他、一般教養講座、講演会、映画会、生け花・料理・着付などの生活課題解決学習、学校関係者の出張PTA、子供会のレクリエーションなど多種多様です。月五〜六回も研修会に参加する人もあり、隣保館、児童館、集会所などで盛んな学習活動が行われています。各地区の婦人部、高校友の会、青年団、子供会、保護者会などが実施している、このような学習会に熱心に参加しているみなさんの活動ぶりを紹介します。

## 研修会は多種多様

### 同和地区の学習活動



人権学習をする倉田地区の馬場子供会の子供たち

#### 青年部

#### 月2回 機関紙発行

田村くるみ(三)

一九七九年七月、念願の部落解放同盟市協議会古海支部青年部を結成しました。当初六人で活動を始め、自分たちが学習するのが精いっぱいであったのが、今はまだ不じゅうぶんではありませんが、高校友の会(毎週一回)と中三学習会(毎週二回)に一定の援助が得られるようになってきました。

そして、機関紙「青年部ニュース」月二回発行、定例会でのテキスト学習(毎週土曜日)を軸に、少しずつですが私たち自身も鍛えられてきたのです。しかし、一人でも多くの青年に参加してもらえようということが、何よりも重要な課題です。少人数の青年部から青年全体の青年部へと層を広げることが問われています。今までのパターン化さ

「部落差別を許さない」という基本を忘れないで、「仲間とよく話し合い、仲間と決めていくことが大切だと考

えています。」「子供の低学力をなんとかしたい」と、小学校保護者会ができてからはや八年が過ぎました。

#### 古海青年部

\*.....\*

#### 小学校保護者会

#### 学校と連携で学ぶ

中原美佐男(四)

「親自身がわが子にはきちんと同和問題を正しく教えなければならぬ」と思っています。なかなかうまく教えられません。親たちの受けた厳しい部落差別がわが子に再び振り掛かってくると思えば、ほんとうにいても立ってもおられません。私たち保護者もつと

つと強く、行動を起こさなければならぬと思っています。」「西品治小学校保護者会」力いっぱい頑張っています。」「西品治小学校保護者会」力いっぱい頑張っています。」「西品治小学校保護者会」力いっぱい頑張っています。

本年度から全体学習だけでなく、学年別の保護者会をつくり世話役も決めました。学校と連携しながら各家庭での子育ての悩み、一人一人の勉強(自ら取り組む勉強)の指導の仕方など、ひざを交えて話し合

いを進めています。昼間の仕事に続く夜間の学習はほんとうに疲れますが、差別に打ち勝つ強い子供を育てていくため、仲間とともに力いっぱい頑張っています。」「西品治小学校保護者会」力いっぱい頑張っています。」「西品治小学校保護者会」力いっぱい頑張っています。

#### 西品治小学校保護者会

\*.....\*

#### 保育所保護者会

#### 交流会で体験発表

日高 嬌子(三)

私たち下味野保育所保護者会は、保育所職員との座談会(年二〜三回)や親の生き方・幼児のしつけなどをテーマにした交流会、手作り遊具作製、親子遠足などの活動を行っています。」「下味野保育所保護者会」力いっぱい頑張っています。

#### 子供会

#### 運動会など楽しく

田村 五月(三)

私たちは、いろいろな面で差別を受けていることを、子供会などの学習会で学んでいます。学習会に参加したとき、なまけがなければ強い人間になります。」「馬場子供会(倉田小六年)

\* 所得税 市・県民税 事業税 \*

# 正しい申告を早めに

期間は16日から来月15日まで



所得税の確定申告と納税、個人の市・県民税と事業税の申告シーズンになりました。申告の期間は二月十六日(火)から三月十五日(月)までです。これらの申告は、去年一年間の総決算とも言えるものです。忘れずに正しい申告をしましょう。なお所得税の確定申告をした人は、市・県民税や事業税の申告をする必要はありません。

**所得税**

**収支明細書類が必要**

所得税は、自分で所得と税金を計算して自分で支払う申告納税制度となっています。

申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、誤った申告をしたり、または申告書に必要な事項を記入しなかった場合などは、後で不足の税金だけでなく、

加算税などを支払わなければならないようになりますので、忘れずに正しい申告をしましょう。

特に、譲渡所得などの課税の特例の適用を受ける人は、確定申告をすることがその特例の適用を受けるための条件になっている場合がありますので注意してください。

申告書は、「申告書の書き方」などの説明書をじっくり読んで自分で書いてみてください。所得や税額の計算が簡単にできます。また所得税の納税には振替納税が便利です。これは、銀行や農協、漁協などの預貯金から自動的に支払う税金の「自動振替制度」です。確定申告をしなければならぬ人は、次のみをご覧ください。

〔一般の人の場合〕五十六年中に、商業、製造業、農業、漁業などを営んでいた人や地代、家賃、利子、配当、土地・建物の譲渡などによる収入のあった人で、所得の合計額が、基礎控除(二十九万円)、配偶者控除(二十九万円)、扶養控除(一人当たり二十九万円)、その他の所得控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。

特に、去年新しく開業した人や、去年まで申告しなくてもよかった人も、**下図**を参考にして所得金額をよく確かめてみてください。  
〔サラリーマンの場合〕サラリーマン(給与所得者)の所得税は

年末調整によって精算されることになっていますが、次のような人は申告しなければなりません。

- ① 給与の年収が一千万円を超える人
- ② 給与以外の所得が二十万円を超える人
- ③ 二方所以上から給与をもらっている人。

なお申告する場合には①五十六年中の営業・不動産・その他による収入や支出の明細など所得のわかる書類②給与や配当を受け取った人は、源泉徴収票や支払い明細書が必要で

56年分の所得が下図の金額を超える人は申告が必要です



※社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除があれば、さらにこの金額に上積みになります。

**各種控除も確かめて**

所得控除には、基礎控除、配偶者控除、扶養控除のほか

**贈与税の申告も 来月15日までに**  
財産をもらった人にかかる贈与税の申告と納税期間は、二月一日(月)から三月十五日(月)までです。去年一年間にももらった財産の価額を合計して六十万円を超える人は申告が必要です。

うなものがありません。控除の中には申告書に記入するだけでなく、一定の要件と証明書などが必要なものもありますから確かめて申告してください。

- ① 社会保険料控除 支払い額の全額。ご主人が奥さんの国民年金の保険料を支払った場合も、その支払った保険料は、ご主人の社会保険料控除として所得から差し引かれます。
- ② 生命保険料控除 最高五万円。
- ③ 損害保険料控除 短期で最高三千元。長期で最高一万五千元。短期と長期がある場合は最高一万五千元。
- ④ 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)から、五万円か所得の五割のいずれか少ない方を差し引いた金額で最高二百万円。お産の費用、入れ歯、マッサージ、はり、

きゆうなどの費用も含まれます。  
⑤ 雑損控除 火災や風水害などにより、住宅や家財に損害を受け、その損害額がその年の所得金額の一〇割を超えるとき、その超える額。

⑥ 住宅取得控除 マイホームを新築したり、新築住宅を購入したときは、その住宅に居住した年から三年間、所得税から最高六万円の税額控除が受けられます。

### 還付申告は早めに

ところで、確定申告をする必要のない人でも、源泉徴収された税金や、予定納税をした税金が支払

い過ぎになっている人は、その税金の還付を受けるための申告ができません。還付を受けるための申告書は、一月から受け付けていますので早めに提出しましょう。早く申告すればそれだけ早く返ってきます。特に、次のような人は、税金が支払い過ぎになっていないかどうか確かめてください。  
① 所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などがある人  
② 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅取得控除などを受けることができる人  
③ 五十六年中に会社などを退職した後、就職しなかった人で、年末調

## 所得税法改正

### 寡夫控除を新設

去年四月に一部改正された所得税法のうち、主な改正点を紹介します。

① 給与の収入が年間七十九万円

までの人は配偶者控除や扶養控除が受けられます 配偶者控除と扶養控除の対象となる人の所得要件が改正され、給与所得や自己の勤労に基づいて得た所得が年間二十九万円以下(去年は二十万円以下)であれば、控除が受けられることになりました。例えば、主婦などがパートで働いて収入がある場合、年収から給与所得控除額を差し引いた残額が二十九万円以下であれば

ば配偶者・扶養控除(二十九万円)が受けられます。この給与所得控除額は年収百二十万円で、一律に五十万円です。年収が七十九万円までは配偶者・扶養控除が受けられるわけです。

② 寡夫控除が新設されました 妻と死別または離婚した人(寡夫)で、生計を共にしている子供(所得が年間二十九万円以下の子供に限る)があり、年間所得が三百万円以下で、老年者(六十五歳以上)でない人が対象になります。

所得控除額は寡婦控除と同額の二十三万円です。

## 市・県民税

### 国保加入世帯は必ず

整を受けなかった人④ 予定納税をしていない人で、確定申告の必要がなくなった人。  
なお還付を受ける税金は銀行や農協などの預金口座への振り込みを利用すると、確実に早く受け取れます。申告書に金融機関名、預金の種類、口座番号を記入してください。

五十六年中に所得のあった人は、市・県民税の申告をしなければなりません。特に、国民健康保険に加入している世帯の人は、所得の多少にかかわらず申告してください。国民健康保険料の減額対象となる人でも、申告がない場合は減額が受けられません。また給与所得者が給与以外の所得のあった人や、二カ所以上から給与をもらっている人で、所得税の確定申告をしなくてもよい人でもこの申告はしなければなりません。

この申告は、老齢福祉年金、老人医療費、児童手当などの給付や所得証明などに必要な資料にもなります。

申告の受け付け場所は、市役所二階の市民税課市民税係です。なお申告時の混雑を避けるため、十

八地区では次の日程で申告の受け付けをします。利用してください。時間は各会場とも午前九時三十分から午後四時まで。会場は賀露、湖山両地区が各地区公民館、他の十六地区は市農協各支所です。

【二月】二十二日(月) 倉田▽  
二十三日(火) 美穂▽二十四日(水) 米里▽二十五日(木) 面影、大正▽二十六日(金) 明治、神戸

【三月】一日(月) 東郷、松保▽二日(火) 津ノ井▽三日(水) 千代水、賀露▽四日(木) 湖山▽五日(金) 豊実▽八日(月) 大和▽九日(火) 大郷▽十日(水) 吉岡▽十一日(木) 末恒

## 事業税

### 去年、廃業した人も

個人の事業で、五十六年中の所得が事業主控除額(二百二十万円)

を超え場合は申告が必要ですが、所得税の確定申告か、市・県民税の申告をする人は、それぞれの申告書の事業税欄に必要事項を記入してください。特に、次の人は忘れずに申告してください。① 去年の途中で開業した人 ② 事業税の非課税所得のある人 ③ 事業用資産の譲渡損失のある人。  
なお不動産貸付業についても、新たに事業税がかかることになりました。詳しいことは県東部県税事務所へ問い合わせてください。

●にせ税理士に注意してください● 正規の税理士の資格のない人に税金の相談や申告を任せると、不確実な税務知識のため、後でたいへん迷惑を受けることがあります。じゆうぶんに注意してください。

## 申告先

所得税、贈与税、市・県民税、事業税の申告、相談はそれぞれ次のところへ受け付けていただきます。申告期限近所市民税課市民税係(市役所二階、☎22-8111) 市・県民税の申告 市役所市民税課市民税係(市役所二階、☎22-8111) 事業税の申告 県東部県税事務所(東町一丁目、県庁第二庁舎二階、☎26-7574)

# 2月

## 固定資産税・都市計画税(第4期)と 国民健康保険料(第5期)の支払い月です

### 募集

#### 市訪中団員

日中友好鳥取市親善使節団の団員を募集しています。55年春に次いで2回目の市訪中団で、4月13日～23日(予定)の11日間、北京、南京、揚州、上海の各都市を友好親善訪問します。特に揚州市では、姉妹都市の縁組が結べるよう働きかけを行うことにしています。

応募できるのは市内に住んでいる人(学生は除く)で、募集人員は12人です。参加希望者は2月20日(土)までに、市役所3階の市政室に備え付けの申込書で同室へ申し込んでください。負担経費は30万円程度です。

#### 保育園児

定員に余裕のある次の14保育所の57年度入園園児を募集しています。申し込みは2月10日(水)までに厚生課児童福祉係へ。

①みたから(寿町) ②小ぼと(大工町頭)  
③富桑(行徳) ④賀露(賀露町) ⑤大正(古海)  
⑥松保(布勢) ⑦白兔(伏野) ⑧白ゆり(雲山)  
⑨湖山(湖山町南一丁目) ⑩千代(江津)  
⑪のぞみ(数津) ⑫久松(東町一丁目)  
⑬鳥取みどり(立川町五丁目) ⑭鳥取あすなろ(湯所町二丁目)

#### 市営墓地の永代使用者

市営墓地の「いなば墓苑」と「末恒墓苑のA・Bブロック」の永代使用者を募集しています。申し込みは環境課環境衛生係(秋里、下水終末処理場管理棟内)か、市民課の4番窓口(市役所1階)へ。

【いなば墓苑】八坂の因幡霊場隣にあり、1区画は約6平方メートルで、永代使用料は約17万4000円。

【末恒墓苑】末恒住宅団地隣にあり、1区画は約5平方メートルで、永代使用料は15万円。

#### 働く高齢者の写真

市シルバー人材センターが「明るく働く高齢者」写真コンテストを実施します。市内に住んでいるか勤務している人と、県東部に住んでいる人ならだれでも応募できます。応募作品は白黒、カラーどちらでもよく、大きさは八切り～四切り。題名、氏名、住所、職業(学校名)、年齢を記入した別紙を添えて、5月10日(月)までに人材センター(永楽温泉町557、白砂荘内)か写真材料商組合東部支部加盟のカメラ店へ。

#### 子ども科学館案内ロボット愛称

5月1日開館の「子ども科学館」に設置する案内ロボットの愛称を募集しています。小学生ならだれでも応募できます。官製はがきに①愛称(カタカナで。1入3点以内)と簡単な説明②住所③氏名④学校名⑤学年を書いて、2月27日(土)までに市教委社会教育課へ。

#### 市青年芸術祭

市青年芸術祭実行委が3月21日(日)に文化ホールで開く第2回芸術祭の参加者(団体)を募集しています。申し込みは、ステージ部門(演劇、合唱、意見発表など)で2月8日(月)まで、展示部門(絵画、写真、生け花など)で2月15日(月)までに実行委事務局(市教委社会教育課青少年教育係)へ。

#### ☎テレホン・サービス☎

\*ダイヤル ☎26-5000~4  
生鮮食品の小売価格情報、料理一口ヒント＝月曜日～金曜日の毎日午前11時～午後4時。ただし、火、木曜日は小売価格情報と暮らしのヒント。

暮らしの知恵ヒント＝月曜日～金曜日の毎日午後4時～翌日の午前11時。2月のテーマは次のとおりです。▷1、2日＝冬の入浴法▷3～5日＝美しい髪を保つために▷8、9日＝冬を暖かく過ごすコツ(重ね着のポイント)▷10～12日＝捨てる前に(ひからびたチーズ、しおれかけたレタス、少し古くなった牛乳)▷15、16日＝みそ漬の作り方▷17～19日＝女性のたばこ酒▷22～24日＝良い家庭医とその条件▷25、26日＝卵の豆知識

季節料理、健康献立ヒント＝土曜日前午11時～月曜日前午11時

\*ダイヤル ☎26-5005  
不用品あっせん＝月曜日～金曜日の毎日午前9時～午後4時に受け付けます。

●同和地区住民へ就職支度金を支給● 同和地区に住んでいる人で、中学校、高等学校、職業訓練校、各種学校、専修学校を卒業または修了して、初めて就職が決まった人に就職支度金が支給されます。詳しくは商工観光課へ。

#### 歩こう会

歩こう会の2月例会は次のとおりで、金沢の大樹荘で総会を開催。昼食は持って行ってください。だれでも参加できます。交通費が460円必要。  
【とき】2月14日(日)【コース】集合・午前8時50分に駅前バスターミナル→出発・同9時10分→金沢(大樹荘)→鳥取(午後4時)



わたしのねえさん

姉 恭栄さん (同小5年)

え・山田もと子さん (遷喬小2年)

#### 劇薬や石油類の不用容器は 空にして不燃ゴミ置場へ

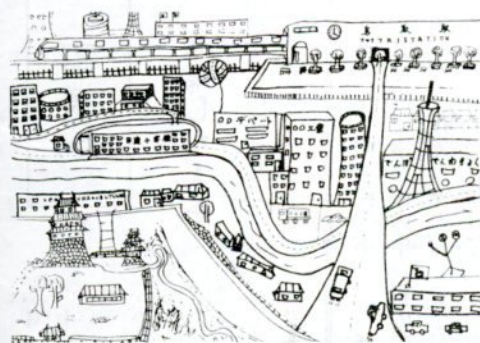
家庭や事業所から出されるゴミのうち、有害物や石油類の容器や割れたガラスは、収集の際たいへん危険な場合があります。

劇薬・毒物・各種塗料などの有害物や、ガス、灯油、ガソリンなどが容器に残っている場合は、収集車への積み込み時や処理場での処分の際に、有害物により事故が起きることがあります。また爆発のおそれもあり、有害物質が地下に浸透するなど危険です。

また割れたガラスなどをバラのまま不燃物収集用金網かごに入ると、収集時にかごから目こぼれて危険です。

これらのゴミは、次のように適切な処理を出してください。【有害物や石油類の容器】各種容器に入っている内容物は、残りが無いよう処理する【割れたガラス】ポリ袋に入れるなど、適切な処置をする。

### 20年後の鳥取



日進小5年 西川 彰一

ぼくたちの町の20年後は、工場やデパートなどのいろいろな建物がもつとたくさんできていると思います。

鳥取城が復元されて、久松山にはお城が建っています。そして、鳥取城を見るために、全国各地からたくさんの方がおとずれて、ますます観光が発達すると思います。博物館・電報電話局・県庁・市役所などもどんどん建てなおされて、町全体が明るくて、きれいになっているでしょう。

鳥取駅には最新の列車が入って、大都市に行くのにたいへん便利です。その外、新幹線なども通るようになるでしょう。駅の南側にも、次々と新しい会社やタワー、娯楽施設そして病院が建ってきます。

21世紀に入った鳥取は有名な観光地になります。そして、空気をよごさないために石油以外の燃料を多く使う交通機関が発達し、ぼくたちの町々を往来します。



健康 2

乳幼児検診

次の日程で6カ月児と1歳6カ月児の健康診査を行います。対象児のある家庭へは検診日を連絡しますので、受診させていただきます。会場は福祉文化会館。時間は午後1時～2時30分。問い合わせは市役所厚生課保健衛生係へ。(無料)

検診名	該当者	検診日
6カ月児検診	56年8月生まれ	2月9日(火)
		2月10日(水)
1歳6カ月児検診	55年7月生まれ	2月16日(火)
		2月17日(水)
		2月18日(木)

3歳児検診

2月の3歳児検診は53年8月生まれの幼児を対象に行います。対象幼児のある家庭へは2月10日ごろ、検診日時、場所を連絡しますので、受診させていただきます。問い合わせは鳥取保健所(江津、県立中央病院隣、☎22-5161)へ。



兄 高寛くん (同小2年)

え・坂本 真盛くん (大正小1年)

不法駐車はやめよう



若桜、智頭両街道をはじめ駅前サンロード周辺や末広通り、弥生町地内の道路には、不法な駐車車が依然として多く、目に余るものが見られ、大きな社会問題になってきています。このような不法駐車に対処するため警察では「不法駐車一掃作戦推進本部」を設置して取り締まりを強化しています。

「ちょっとした間だから」「みんなが駐車しているから」という安易な気持ちで駐車しているようですが、1台の不法駐車が及ぼす影響は大きなものがあり、①道路横断中の交通事故の原因となる②交通渋滞の原因となる③消防車などの緊急車両の通行を妨害する④除雪作業の障害となる、など交通の安全と円滑化に障害となっています。不法な駐車車は絶対にしないようにしましょう。

投票日は来月14日

知事選挙

3月14日(日)は知事選挙の投票日です。投票時間は午前7時から午後6時までです。棄権しないで投票しましょう。

3月14日の投票日に投票できる人は、昭和37年3月15日以前に生まれた人で、去年11月16日までに転入して住民基本台帳に登録され引き続き住んでいる人です。なお去年10月16日以降に県内の市町村に住所を異動した人で、異動先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、

従前の市町村の投票所で投票できませんが、市町村長の発行する居住証明書が必要となりますので、該当する人は市選挙管理委員会へ問い合わせてください。

市選挙管理委員会



不在者投票のできる期間は、2月17日(水)から3月13日(土)までで、土曜日の午後、日曜日にも投票できます。時間は毎日午前8時30分から午後5時までです。場所は市役所6階・市選挙管理委員会事務局です。印鑑を必ず持参してください。

600円で1年間保証

市民交通災害共済

家族そろって加入しましょう

市は、市民のみなさんに万一の交通事故に備えてもらおう、と市民交通災害共済制度を設けています。共済期間は毎年4月～翌年3月です。去年4月1日以降に加入した人は、3月31日までに加入の手続きをしてください。まだ加入していない家庭では、いまずぐ家族そろって加入しましょう。なお保育所、幼稚園、小・中学校の園児、児童、生徒の申込書は園児らに2月中に各家庭へ持って帰らせませうので、加入手続きをしてください。

〔加入資格〕市内に住んでいて住民基本台帳に登録されている人ならだれでも。

〔掛金〕下表のとおり。単位は円。

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
掛金	600	550	500	450	400	350
加入月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
掛金	300	250	200	150	100	50

〔共済期間〕申し込み月～当該年度末

〔給付金〕①死亡＝80万円②入院＝1日につき1200円(最高180日)③通院＝1日につき800円(休業して通院中のものに限り最高90日)

〔申し込み〕市役所1階、総合案内所へ印鑑と掛金を持って申し込んでください。なお問い合わせは市政室交通防災班へ。

●57年度分固定資産課税台帳の縦覧● 57年度分固定資産課税台帳の縦覧を次の日程で行います。同台帳の登録事項について不服がある場合は、3月1日(月)～30日(火)に市固定資産評価審査委員会(事務局・市民税課内)に審査請求をすることができます。なお住宅用地と新築住宅については、一定の要件を満たしておれば固定資産税の減額措置がありますので確認してください。

期間＝3月1日(月)～20日(土)。ただし日曜日は除きます。

時間＝午前8時30分～午後5時。ただし土曜日は正午まで。

場所＝市役所2階、固定資産課税内

相談

2、3月の法律相談

弁護士による法律相談を行っています。申し込みは電話か直接、各担当事務局へ。定員になりしだい締め切ります。(無料)

【市政室担当】相談時間は午後1時～4時。申し込み先は市政室市民生活班。定員10人。

相談日  2月15日(月)  
 3月15日(月)

【市社会福祉協議会担当】相談時間は午前10時～午後3時。申し込み先は市社福協(☎24-3180)。定員8人。

相談日  2月15日(月)  
 3月15日(月)

人権困りごと相談

市人権擁護委員と法務局相談担当職員による人権困りごと相談を行います。(無料)

相談日 2月22日(月)午後1時～4時  
ところ 県社会教育福祉会館2階(扇町)

8日 合同相談所

家庭内のいざこざ、財産・人権問題、官公庁への苦情、土地・建物の売買に関するトラブル、その他困りごとのある人は気軽に相談してください。(無料)

とき 2月8日(月)午前10時～午後3時  
ところ 福祉文化会館3階

担当 鳥取行政監察局、鳥取地方法務局、国税局税務相談室、鳥取婦人少年室、市社会福祉協議会、鳥取市

●物件売買の入札参加資格審査申請受け付け● 57年度の「物件売買」の指名競争入札参加資格審査の申請を2月2日(火)から20日(土)まで受け付けます。

申請は会計課用度係に用意してある申請用紙により同係へ。なお市内に主たる事業所を持つ業者は、次の市税の納税証明書(去年12月末の納期までのもの)を添えてください。

①固定資産税②市民税(特徴)③軽自動車税④法人市民税(個人の場合は住民税)

健康 ①

三種混合予防接種

三種混合予防接種（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）の第2期接種を次の日程で行います。母子手帳の予診票に記入して持ってきてください。（無料）



受ける人＝52年9月1日～53年8月31日に生まれた幼児と、1期接種済み幼児で2期接種を受けていない5歳6カ月までの幼児。なお2月25日(木)と3月18日(木)に全市補足を実施しますので、54年8月31日以前に生まれた4歳未満の幼児で、第1期接種を受けていない場合は、この機会に3週間の間隔で3回受けさせてください。

受付時間＝賀露校区は午後2時～3時。他校区と全市補足日は同1時30分～3時。

校区	接種場所	第2期
賀露	賀露地区公民館	2月2日(火)
城北	福祉文化会館	2月4日(木)
明德		
遷喬	福祉文化会館	2月25日(木)
全市補足		3月18日(木)

休日急患診療所

日曜日や祝日など休日

日に急病人が出たとき、患者が安心して治療を受けられるように、と戎町の因幡医師会館内に休日急患診療所（☎22-2782）が設けられています。診療時間は午前9時～午後5時。

休日在宅当番医

2月と3月初めの休日在宅当番医は次の通りです。診療時間は午後6時～9時。

とき	病院名	ところ	でんわ
2月7日	小橋医院	吉方町二丁目	22-2630
	田中医院	浜坂	27-0121
2月11日	星野医院	青葉町二丁目	22-5105
	福田整形外科	材木町	26-5121
2月14日	井崎医院	吉方温泉一丁目	22-2590
	米本内科	吉成	53-2631
2月21日	吉田医院	瓦町	22-2434
2月28日	庄司医院	湖山町北一丁目	28-1011
	北室内科	西町一丁目	26-1433
3月7日	横田医院	栄町	23-2944
	竹内クリニック	新町	24-0933

休日救急医療担当病院

2月と3月初めの「休日救急医療担当病院」は次のとおりです。入院・治療をしなければならぬ重症救急患者を受け入れます。4病院とも内・外科系。診療時間は午前8時30分～翌日同8時30分。

【2月】7日＝鳥取赤十字病院（☎24-8111）▷11日＝市立病院（☎23-6211）▷14日＝県立中央病院（☎26-2271）▷21日＝鳥取生協病院（☎24-7251）▷28日＝赤十字病院  
【3月】7日＝市立病院▷14日＝中央病院



60年開催

明日へ向かってはばたこう わかとり国体

成人病検診

在宅市民を対象に、市民健康センター（福祉文化会館2階）で成人病検診を行います。医師による診察のほか、血圧、尿、血液比重、肥満度などの検査を実施します。定員は60人。3月の実施日は8日(月)午後1時～3時です。受診申し込みは厚生課保健衛生係へ。なお血圧、尿、肥満度などの検査はいつでも同センターで実施しています。（無料）

ガン検診

次の日程で胃ガン検診を行います。希望者は厚生課保健衛生係に申し込んでください。ただし、胃の切除手術をした人と妊婦は受診できません。受付時間は午前8時30分～10時30分。（無料）

地区	検診日	検診場所
稲葉山	2月8日(月)	稲葉山地区公民館
岩倉	2月9日(火)	
久松	2月10日(水)	市役所
修立	2月23日(火)	
遷喬	2月24日(水)	城北地区公民館
城北	2月25日(木) 2月26日(金)	
明德	3月1日(月)	明德小学校

子宮ガンの受診申し込み（対象は30歳以上の人）はいつでも厚生課保健衛生係で受け付けています。（無料）

育児相談

生後1～12カ月の乳幼児を対象に育児相談を行います。毎月第4金曜日の午前9時30分～午後3時30分に、市民健康センター内の母子相談コーナー（福祉文化会館2階）で実施。2月は26日です。乳幼児の健康、しつけなどのほか、家族計画についても市の保健婦が指導。（無料）

2月28日～3月13日

春の火災予防運動

春の火災予防運動は2月28日(日)から3月13日(土)まで行われます。本市の去年1年間の火災発生件数は61件で、55年の57件より4件減ってはいるものの、損害額は1億円を超えています。出火原因は①たばこ＝14件②たき火、火遊び＝各11件の順となっています。

春先は特に空気が乾燥して火災の発生しやすい時期です。火の元にはじゅうぶん気をつけましょう。

「毎日が防火デーです ぼくの家」

●戦没者遺族への特別弔慰金請求は5月7日まで ● 戦没者の遺族に対する第3回特別弔慰金請求期限は5月7日(金)です。まだ請求していない人は、すぐに手続きをしてください。対象者は次のみなさんです。

①昭和6年9月18日以後に死亡した人の遺族で、弔慰金の受給権を取得して50年4月1日に遺族年金などを受給しており、54年4月1日現在、年金などの受給権者がいない人②昭和6年9月18日以後に死亡した元陸・海軍部内の判任文官の遺族で、公務扶助料受給者があったことにより弔慰金の受給権を取得できなかった人のうち、54年4月1日現在、公務扶助料の受給権者がいない人。詳しくは厚生課管理係へ。



- 【市民会館】 ☎24-9411  
14日 映画会
- 【文化ホール】 ☎27-5181  
7日 鳥取大マンドリンクラブ送別演奏会 (有)
- 21日 商高吹奏楽部定期演奏会
- 22日 知事選挙立会演説会
- 28日 映画会 (有)
- 【福祉文化会館】 ☎24-6766  
20～22日 東部地区特殊学級・養護学校連合作品展

●2月の名画鑑賞会例会案内●

昭和41年日活映画  
「けんかえれじい」  
とき＝2月13日(土)  
午後2時・6時  
ところ＝文化ホール（☎27-5181）  
会費＝500円（入会金は200円）

展覧会 ～2月～

○日本画秀作展/2日まで/鳥取大丸3階美術画廊○新春墨彩画展/21日まで/駅前電電サービスステーション○龍村美術織物展/4～9日/大丸画廊○西高通信生公開講座～美術、書道～/7～21日/鳥取画廊○日本の伝統刀剣展/11～16日/大丸画廊○現代洋画新作展/18～23日/同○鳥取大教育学部美術科卒業展/21～25日/画廊鳥取美術○未生流生け花展/22～24日/若桜橋コミュニティセンター○なまよ絵画展/24～25日/駅前電電○日本辻が花女人展/25～26日/大丸画廊○現代フランス絵画展/27～28日/大丸5階特設会場

# とっとり市議会だより

市章



第35号

編集・発行 鳥取市議会事務局

## 市勢メモ

昭和56年12月末日	現在
人口	計 131,785
	男 63,476
	女 68,309
世帯数	40,933
面積	237.29平方*。

## 12月定例会

天候に恵まれ多くの市民が参加した正月マラソン(二月三日千代河原にて)



## 20万都市へ三次総を策定

### 3企業会計の補正<sup>予</sup>算<sup>算</sup>継審に

鳥取市議会十二月定例会は、十二月十二日から二十三日までの十二日間の会期で開かれ、一般会計補正予算など市長提出の二十八議案が審議され、二十五議案は原案どおり可決、三議案(三企業会計の補正予算)は継続審議となった。市長は議案提出にあたり次のような説明を行った。

二十万都市構想の根幹となる第三次鳥取市総合開発計画を策定し今回提案したが、これは昭和六十五年を目標年次として、第一次・第二次計画で志向した都市像を基調に、「しあわせを守る福祉都市」「かおり高い教育文化都市」「発展する緑の生産都市」の実現を積極的に目指すとともに、魅力ある都市像への総合的、計画的な行政の基本的指針とするもので各位のご賛同とご理解等をいただき計画推進に努力をしたい。また現在の経済情勢は景気低迷基調の厳しい状況であるが、市民図書館、子ども科学館等の主要事業その他の諸事業等は概ね順調に進捗しており、ご同慶に堪えない。

補正予算は、一般会計では国・県の認承事業の決定、児童福祉施設費、老人医療助成費及び生活扶助費等の義務的経費五億十万三千円、職員給与改訂一億四千八百九十二万三千円、その他特別会計補正予算など。なお、水道・病院・国民宿舎事業会計の給与改訂に係る補正予算は継続審議とされた。

また、人事案件として監査委員を原案どおり同意、さらに、議員発議として「道路財源確保に関する意見書」他四件を可決した。

# 一般質問

市政一般に対する質問は新政会、社会党、公明党、民社党、共産党の順で三日間にわたりに行われた。各党派の質問の主なものは次のとおりであった。

## 津ノ井ニュータウンについて

質問（新政会）①増税なき財政再建が大きな政治課題となり、政府は思い切った歳出削減に取り組んでいるが、一方景気の後退の進行が心配されようとしている。市は五十五年度に比べ五十六年度は七・八億増の予算編成をし、うち建設事業費等に八十五億六千万円が措置されているが最終四半期を迎え歳入と公共事業に心配はいらないか、また発注状況及び進捗状況はどうか伺いたい。

②津ノ井ニュータウン構想について次の点を伺いたい。  
（一）関係地権者の一部から反対陳情が出されていたが、その後の経過と今後の取り組みについて。  
（二）事業主体として考えられる地域振興整備公団との経過及び見通し。

③短大設置に際し、現在、保育園、幼稚園の園児の定数割れは深刻であるが、これは将来の大学に及ぶことは必至である。相当の特色をもち魅力ある学校づくりが期待されるがどう取り組むか。

④農村部の市道舗装が、昭和三十

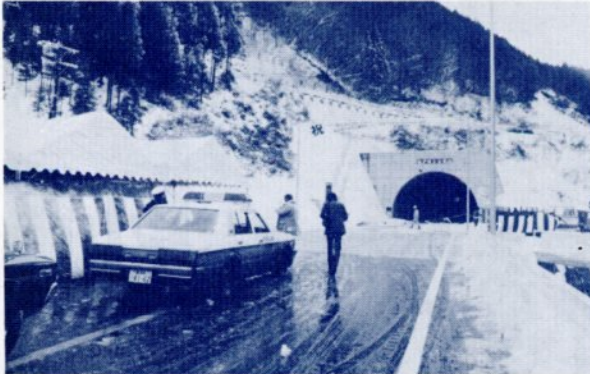
すれば応分の増額は必要と思う。市長のご所見を伺いたい。

## 2月ごろ事業認可の見込み

### 答（市長）

①非常に厳しい財政状況である。現在では国からの交付税の決定、市税の見通しもついた状況で、今後は特別交付税をできるだけ多く確保したい。予想をこえる退職者がでたことなどで今回若干の財産処分を実施したが今年度は見通しがついた。公共事業の執行率は十一月末で七九・七％。うち、完成率五二・八％となっている。財政は厳しいが、予算措置されたものは早期に発注し、効果を期待したい。

②（一）反対されている地権者と話し合っており、なんとか今月中にはまとめたい。



昨年の12月2日開通した国道373号線志戸坂トンネル

（二）年内に地域振興整備公団に事業認可申請の予定が遅れ、年明け早々となる。従って事業認可は二月ごろの見込み。

③当該地域の整備、社会状況等の変化など十分動向を見きわめて対応したい。なお、現在東部地域の女子高校生を対象にアンケート調査を実施しており、その結果とまた企業の需要の動向もふまえて科目の設定にいかんのないようにしたい。

④三七三号線でもネックになっていた志戸坂のトンネルが完成

## 附属の跡地利用は

質問（社会党）①国の五十七年度予算編成は、行財政改革に基づく補助金の削減、ゼロシーリングによる緊縮財政の厳しいものとなり、地方自治体の行財政に大きな影響をもたらすことが予想される。

③同和行政に対し相当の努力をいただき鋭意その成果は理解するが、最近の事例からも差別解消の実態は不完全である。特別措置法も五十七年三月で最終期限を迎え、次いで新規の立法措置によることとなるが、五十七年度以降に取り組む具体的なご見解を伺いたい。

④鳥大附属小中学校の移転は、県がすすめて、新しい学校用地を湖山町に求め、現附属小中学校敷地との交換が去る十一月仮調印された。現在、学校跡地利用について、中央図書館、県民会館等いろいろ

## 提出議案。

（12月定例会）

第132号 56年度一般会計補正予算

第133、134号 56年度下水道事業費、公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算

第135号 敬老年金支給条例の一部改正

第136号 市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

第137号 鳥取市総合開発計画基本構想の改定

第138、140号 町、字の区域及び名称の変更

第141、145号 工事請負契約の変更

第146号 損害賠償

第147号 56年度一般会計補正予算

第148、152号 56年度各特別会計補正予算（土地区画整理費、下水道事業費、簡易水道事業費、公設地方卸売市場事業費、国民健康保険費）

第156号 市職員給与条例の一部改正

第157号 市職員退職手当支給条例の一部改正

第158号 工事請負契約の締結

第159号 鳥取市監査委員の選任

（継審となったもの）  
第153、155号 56年度水道事業病院事業、市営国民宿舎事業各会計補正予算

## 請願と結果

の意見があるが、市長としてやはり県都にふさわしい施設を求めるべきと思うがどうか。

⑤ 駅南地区は駅高架とあいまって順次整備されつつあるが、旧大路川は五三号線沿いの部分が悪臭を放ち荒廃も著しい。付近住民は一日も早い改修整備を期待している。今後の計画について伺いたい。

⑥ 砂丘に植林された松林の成長が砂丘の荒廃の原因であり、その

### 後日、県側と

### 正式に協議

答(市長) ① 具体的にどれぐらいの影響を及ぼすかは、現段階では不明確である。国の方で補助金一割削減といった具体的な地方公共団体への対応の仕方、例えば対象、基準、数量のどれを削るかで影響の度合いに違いが生ずる。従って予算が確定し具体的な補助要綱等が決まらない限り、どのように地方公共団体に影響するかはわからない。

② 関係機関と協議し前向きな検討をお約束していた。その後、県情報センターと協議した結果、プログラムの設定、変更等かなり手間を要するため見直しとして五十八年度から実施するよう準備したい。

③ 十一月二十七日衆議院内閣委員会と野党委員長会談で二点の確約がされ、一点は新たな立法措置、一点は五十七年度の予算措置である。新たな法律の名称は地域改善特別措置法とも言われている。従って五十七年度以降も特別な措置

一部を抜木するため、九月議会で四百万円追加措置された。しかし林野庁が慎重な態度をとり、年度内の着手が危ぶまれる。鳥取砂丘調査委員会が報告した「抜木の必要」と、林野庁の取り組みはどうか。また抜木のあとに観光施設として砂丘植物園、科学展示館、遊歩道等の構想が言われているが、自然をよみがえらせるための抜木と施設整備に矛盾はないか。

を講じ得る。市は同和対策審議会で審議をいただき、また決定いただいたものの積み残し事業等もあり今後対応したい。

④ 学校跡地は県の土地になるので積極的な発言は控えているが、市の重要な位置でしかも相当の面積を有する場所であり、市政としても大きな関心をもっている。先般知事と話し合う機会があり、その後後日正式に協議する旨のお話があったので期待している。現在県の方で構想を検討中と思う。

⑤ 旧大路川の改修は、国道五三号と市民体育館との区間についてであるが、出来るだけ早く整備するよう計画していたが、国の予算のワケ等の関係で当初五十七年度完了の予定が、一年遅れ五十八年度となる見込みである。

⑥ 林野庁の担当課長に十分説明をしたのでかなり理解を得たと思う。林野庁では抜木の理由づけにつき検討中で早晩許可になると思う。また施設整備は、国立公園の審議会で決定されている施設地区に限定するのでご指摘の心配はない。

⑦ 五十五年十一月わが党は小中

## 今後の業務委託は

質問(公明党) ① 金田市長は、昭和四十六年二月初当選以来三期連続して信任を受け、一貫して「信頼される市政」「住民福祉の充実」「近代的なまちづくり」の三本柱を基本に、「市民による市民のための市政」を政治信条として市政を担当されてきた。ここで早計かとも思うが四期目も引き続き市政を担当されるご意思について真意をお聞かせ願いたい。

② 昭和五十年以降における市税に占める人件比率を伺いたい。確かに業務委託による職員削減が人件比率の低下に表れていると思うが、この間の職員削減数と今後における業務委託等についての基本的なお考えを伺いたい。また福祉関係についてもその推移と五十七年度予算編成にあたって、福祉関係費を低下させないよう願う。

③ 市立保育所は現在十九施設あるが、五十四年以降園児の定数割の状況である。五十七年度の見込みはどうか。また、老朽園舎の改装予定はどうか。

④ 公共事業に対する入札をめぐり談合問題が大きく報道されている。本市の取り組みについて伺いたい。

⑤ 下水道受益者負担金について、納付期日を過ぎた場合にかかる延滞金が徴収されていないことが先の決算委員会でも問題視された。どのように考え取り組まれるものか伺いたい。

学校の総点検をし、問題提起するなかで相当の改修、補修に取り組んでいただいた。しかし根本的な解決にいたらず問題力所も残っている。五十七年度は懸案の施設、環境整備が可能と思われるが、取り組む事業について伺いたい。

④ 入札の方法は、一般競争入札と指名競争入札があるが、一般競争入札は、不特定の者が入札に参加するため、その事業に対しての適格な能力の問題や事務的な支障が、また指名競争入札は、それらの弊害は除去されるが現在問題にされている事態もあり、いずれも一長一短がある。今後は建設省の改善策をまっとう対処したいが、いやくも市民の税金を使う以上市民の方にご納得のいく方法で対応したい。

### 近く機関設置 識者等で検討

答(市長) ① 私の任期は、昭和五十八年二月二十六日までで、まだ一年余残されている。当面は、市民の方がたに申し上げている公約を誠心誠意一生懸命に実行するよう努力している段階であり、この時期に出所進退を申し上げるのはいかがかと思う。ご理解いただきたい。

② 市税に占める人件費比率は、五十年が九三・四で五十二年以降その比率も年ごとに低下し五十六年では五一・七％となっている。委託は五十年以降では文書給食、下水処理場の事務を実施し、職員七十六人を削減している。なお今後の取り組みは国の行政改革しかしし条例に反することであり、来年度以降は明確に措置したい。

③ 園児定数と措置児数について、は、五十四年二十八人、五十五年七

十八人、五十六年百三十六人の定数割れであった。しかし五十六年はその後努力し約半数は入園児があり五十五年の横ばいの状況。五十七年度は、募集期日の繰り上げと努力により最終的には定数を確保できる見込みである。また老朽園舎の改築は地元と合意した白百合保育所に取り組みしたい。

④ 入札の方法は、一般競争入札と指名競争入札があるが、一般競争入札は、不特定の者が入札に参加するため、その事業に対しての適格な能力の問題や事務的な支障が、また指名競争入札は、それらの弊害は除去されるが現在問題にされている事態もあり、いずれも一長一短がある。今後は建設省の改善策をまっとう対処したいが、いやくも市民の税金を使う以上市民の方にご納得のいく方法で対応したい。

⑤ 下水道受益者負担金に対する延滞金は、負担金の納付期日を過ぎた場合は徴収することができる。よう条例で規定されているが、今日までいただいていない。現実にはかなり延滞している例があるが、前納金の性格もあり、事業の遅れ等の事情を考慮したものである。

⑥ 学校営繕は、毎年相当の経費で対応し、特に本年度は雨もり、危険カ所を最優先に取り組んできた。五十七年度は、従来の計画をふまえ、窓枠、手すり等の危険カ所、屋根、床、便所、焼却炉、自転車小屋等の補修等を計画的に取り組みたい。

⑦ 五十四年二十八人、五十五年七

十八人、五十六年百三十六人の定数割れであった。しかし五十六年はその後努力し約半数は入園児があり五十五年の横ばいの状況。五十七年度は、募集期日の繰り上げと努力により最終的には定数を確保できる見込みである。また老朽園舎の改築は地元と合意した白百合保育所に取り組みしたい。

〇 採択されたもの  
〇 学校給食会の調理員の身分確立に関する請願  
(吉成 川本千代子ほか)

〇 排水暗渠の改善に関する請願  
(大村 橋本嘉亮ほか)

〇 自閉症児対策に関する請願  
(浜坂 加藤則之)

〇 市道編入及び舗装に関する請願  
(山田町 岩永明子)

〇 面影小学校体育館拡張等に関する請願  
(東今在家 須崎喜頭ほか)

〇 保育施設の整備拡充等に関する請願  
(西町 井上純生)

〇 生活飲雑用水施設工事に關する請願  
(大塚 水姓鋭之助)

〇 鳥取空港整備に係る種鶏場対策に関する請願  
(秋里 小原 誠ほか)

〇 市道編入に関する請願  
(賀露 玉江惣吉ほか)

〇 鳥取駅南商業地域の街路事業に対する用地先行取得に関する請願  
(富安 由宇喜三雄ほか)

### 陳情と結果

〇 採択されたもの  
〇 婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約批准に関する陳情  
(吉方温泉 宮腰理子)  
〇 鳥取県学総合センター内の心身障害者施設整備に係る財政援助に関する陳情  
(東町 米山英之助)  
〇 大型観光バス待機所の設置方に関する陳情  
(本町 米原 稔)

